



名古屋市子どもの権利擁護委員の活動

名古屋市子どもの権利擁護委員/弁護士 間宮静香

政府から独立した人権機関 (IHRI) とは

- 政府から独立した対場で人権基準の遵守促進のために一定の任務を与えられて活動する機関
- 1992年 国連人権委員会
国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）採択
- 2014年5月時点
Aランク71、Bランク25、Cランク10
Aランク内訳：アジア・太平洋15、アフリカ18、ヨーロッパ22、南北アメリカ大陸16

世界の子どもの人権救済機関

- 主な機能

- ① 個別救済機能

- ② モニタリング＋意見表明、助言、勧告などの制度改善機能

- ③ 広報啓発機能

- 国に設置＋地方に設置

- 国は個別救済を行わず、地方から情報収集し、国への制度改善に繋げる方式もある

名古屋市子どもの権利擁護委員条例 (2019年)

- ・ 目的：子どもの権利を守る文化と社会をつくり、子どもの最善の利益を確保する
- ・ 独立性を有する市長の附属機関

【子どもの権利擁護委員の職務】

- ① 相談
- ② 申立・発意
- ③ 勧告・要請と公表
- ④ 子どもの権利に関する普及啓発



「なごもっか」体制

- 子どもの権利擁護委員を補助するため2020年開設
- 子どもの権利擁護委員5名（大学教員3名 弁護士2名）
- 調査相談員15名（社会福祉士、公認心理師、保育士、相談業務経験者など）
- 事務局3名（子ども青少年局所属）
- 参与1名（独立性の監視）
- 専門調査員（他自治体の調査等を請負う）
- てつなぎなごもんず（当事者である子どもの運営参加）



なごもっか相談方法

場所：NHKなごや放送センタービル6階

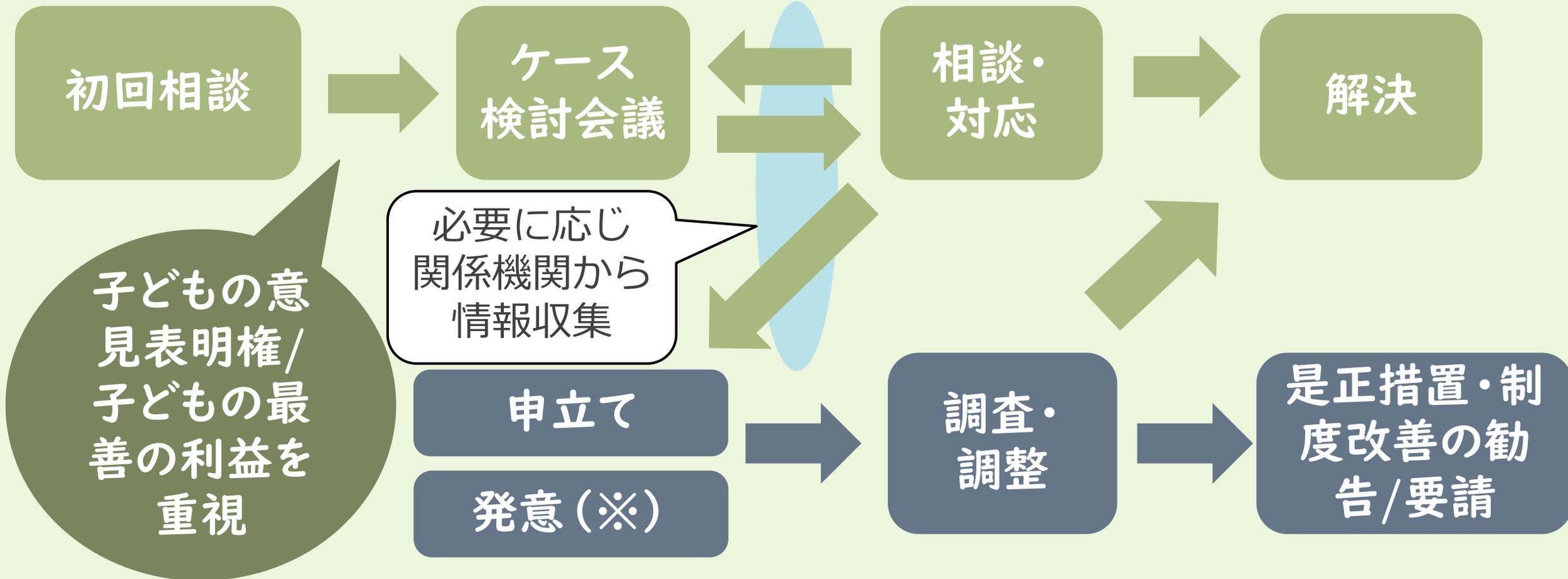
相談方法：電話（子ども用フリーダイヤル/大人用電話）
/FAX/手紙/面談（LINE相談受付あり）

開設日時	月	午前11時～午後7時
	火木金	午前11時～午後9時
	土	午前11時～午後5時



子どもが電話をかけられる時間・曜日に開設
行政とは離れた場所に設置（独立性）

「なごもっか」での相談の主な流れ



※ 発意とは・・・申立てがないが子どもの権利侵害が認められる場合に、子どもの権利擁護委員の意思で調査や調整を開始する制度

個別救済

緊急性・重大性

傾聴 → 整理

エンパワメント → 子どもと作戦をたてる

面談（親子分離）

情報収集/調査・調整

勧告・要請

意見表明権・
プライバシー
権の保障・知
る権利の保障
などを重視

子どもからの相談から制度改善へ（活動報告書より）

①高校生による出席認定に関するルールについての申立
（活動報告書20～21ページ）

※個別救済はできなかったが、予防に繋がった

②高校生による学校施設の安全確保に関する申立（同21～24ページ）→発意へ

※個別救済はできたが、全体の予防については発意へ

※2024年度：読み書き障害のある中学生の高校入試での合理的配慮

子どもの相談からの発展（教員の多忙化・不足）

活動報告書

IV 相談から見てきた課題（教員不足問題と子どもの権利）

（1）はじめに

2021（令和3）年度に、中学生から、「年度途中で実技教科の常勤講師が病気休暇となり、代替の教員が充てられることなく、授業は自習がしばらく続けられた。このことは学ぶ権利の侵害に当たるのではないか。」との相談を受けました。また、「なごもっか」が受けた他の相談でも、年度途中で休暇・休職、退職等によって教員が不在となり、後任探しに苦労する校長・教頭の様子を見聞きすることがありました。また、いじめや特別支援、教員による不適切指導などで学級に複数の教員の目が必要な場合でも、人的余裕がなく難しいと言われることもありました。年度途中で不在となった担任の後任を見つけることができず、小学校では教務主任や校務主任がクラス担任を引き継ぐケースにもいくつか接することがありました。学校において本務教員（正規採用）であれ、常勤講師・非常勤講師（臨時採用）であれ、必要な教員が配置されず、学校運営、学級運営、授業担当に支障が生じる事態は、子どもにとって、日本国憲法第26条が定める「教育を受ける権利」の侵害にあたります。なごや子どもの権利条例においても、「のびのびと豊かに育つ権利（第6条）」や「安全に安心して生きる権利（第4条）」などの侵害にあたると思われます。そのため、発意を行うべきか判断するための準備として、2022（令和4）年度は名古屋市の教員配置や教員不足問題について、教育委員会事務局からの聴取などの調査・分析を行いました。

文部科学省は、2022（令和4）年にはじめて「教師不足」に関する実態調査（2022（令和4）年1月）を公表しています。文部科学省は「教師不足」を「臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず欠員が生じる状態」と定義しています。しかし、そもそも「臨時的任用教員等の講師の確保」を必要とする事態は、本務教員が多忙化等により休暇・休職、退職に追い込まれてその代替として講師を確保す

中教審への意見書

2023年10月26日

中央教育審議会
会長 荒瀬 克己 殿

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員 谷口 由希子
代表委員代理 吉住 隆弘
粕田 陽子
川口 洋誉
間宮 静香

意見書

1. 意見の趣旨

わたしたちは子どもの権利擁護・救済に取り組む立場から、中央教育審議会には、教員不足の解決・教員の働き方改革の実現に向けて、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正だけでなく、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）の改正などの抜本的な制度改善を検討するとともに、学校においてすべての子どもが権利の主体となり、子どもの権利を保障できる教員配置が可能となるような制度設計をご検討いただくことを強く求めます。

2. 教員不足と子どもの権利

わたしたち名古屋市子どもの権利擁護委員は、なごや子どもの権利条例・名古屋市子どもの権利擁護委員条例にもとづき、「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保」する公的第三者機関の子どもの権利擁護機関です。わたしたちは、「子どもの権利相談室なごもっか」を通じて子どもの権利侵害に関する相談に応じ、学校等の関係機関への調査、調整等によって子ども個別の権利侵害の救済に努めています。

「子どもの権利相談室なごもっか」には、教師の多忙化や教員不足に直接・間接に起因すると思われる子どもの権利侵害に関する相談が数多く寄せられてきました。2021年度に

教員の不適切な対応(モニタリングから発意)

- 毎年、一定数の相談あり
- 活動報告書に毎年態様を掲載→教育委員会・学校の自発的な制度改善を期待
- 生徒指導提要改訂版への意見書の中教審に提出（一部反映）
- 学校側の構造的な問題（人員不足・専門知識の取得時間のなさ）の把握
- 子どもの声に基づく自己発意・調査中

相談→モニタリング→普及啓発→制度改善
(※発意があることで申立てがなくても子どもの権利を守る社会の構築に繋がる)

子どもの権利に関する意識啓発 (P.37~)

- 子どもの権利の普及啓発 (3条4号)
- 2023年度 52件実施 (子ども、教員、保育園園長、幼稚園園長、保育士、児童養護施設職員、PTA、子育て支援者、一時保護所入所児童など) ※無料で提供
- 子ども向け活動報告会/一般向け活動報告会
- 子ども向けウェブサイトの開設
- 公式XやYouTubeでの発信
- 高校生との動画作成
- 地下鉄広告など

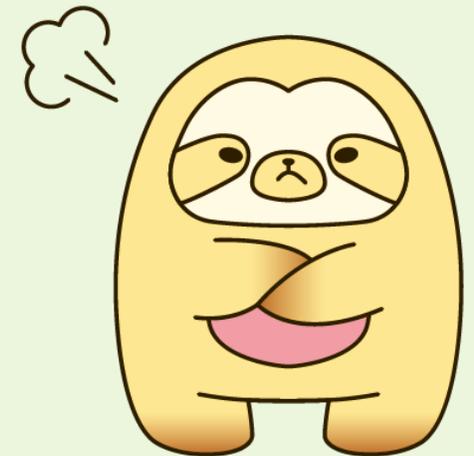
意識啓発が相談に繋がる



子どもの権利の意識啓発（国への意見表明）

国に対する権限はないが、法律や国の施策によって子どもの権利が保障されていない状況

- ・ 生徒指導提要改訂に関する意見書（対中教審）
- ・ こども大綱の策定に向けた中間整理に対する意見書（対こども家庭庁）
- ・ 教員不足等についての意見書（対中教審）



行政の穴を埋める 例：私立学校への対応

- 懲戒、生徒指導、入試の合理的配慮などの相談が多い
- 教育委員会や自治体の保育課にあたる相談先がない
「泣き寝入り」状態
- 特に高校では一方的に自主退学を求められる相談が相次ぐ
→個別案件での対応から発意へ

(入試の合理的配慮も含め、7月下旬発行2024年度活動報告書参照)

懲戒規定の変更・公表

いじめ防止対策基本方針の変更

職員の権限・管理体制の変更

- 自治体では対応できないが、救済機関なら可能

行政以外にも効果がある
条文が必要

子どもの権利擁護委員の勤務体制

- 毎週水曜16日は原則一日方針決定をするケース会議
に出席し、原則全件方針確認
- その他、対外的に介入していく場合などに、子どもや
保護者との面談、学校や施設、教育委員会等と面談
- 子どもの権利学習・研修

人権の中に様々な課題があるので、その専門家をそろえられるか、その専門家が時間を確保できるかが課題

10年間の擁護委員生活を通じて感じている成果

- 協力義務・調査・勧告・発意等の条例の裏付けによって子どもの権利救済が実現できる→条文が重要
- 制度を変えることで目の前の子どもだけではなく、権利侵害の予防にも繋がる
- 差別している側は差別に気付かない→第三者の目が入る意義は大きい

条例検討の際に必要なこと

- 独立性の具体的な確保（委員の選任・事務局含め）
- 相談によるモニタリング結果の公表とそれへの対応
- 普及啓発をどのように具体的に行うか（リーフレットをつくる程度では届かない）
- 申立てがない場合にも、モニタリングの結果等から、制度的に差別禁止を求める勧告や議会・市長等への意見提出ができること
- 協力義務の明記
- 子どもの権利擁護委員制度との連携

「子どもに」ではなく「子どもと」

